

日弁連知的財産センター及び 弁護士知財ネットの農水法務支援の取組 誰がどう支えていくのか、今後のわが国の「食」と「農」 －「食料・農業・農村基本法」の改正に向けた動きと 農水知財の展開について－

日弁連知的財産センター副委員長
弁護士知財ネット専務理事
弁護士 伊原 友己¹

1 「食」と「農」の現状

この夏、日本列島はいつから亜熱帯地域に引っ越したのかと思うほどの異常な高温と、地域によって極端かつ過激な気候（小雨〔干ばつ〕や台風や線状降水帯の発生による大雨〔水害〕）で、農作物が例年どおり生育せずに収穫ができないといった事象が発生した。また、畜産業においても高温や感染症の流行等で家畜の飼育が難しい状況に置かれたという報道を耳にされた方も少なくないであろう。

それだけでなく我が国は、世界的にもあまり例を見ないほどの少子・高齢化、人口減少が進行しており、自然相手の厳しい労働環境であるということも相まって第一次産業の担い手不足が叫ばれて久しい。

そしてまた、人口減少は、消費人口の減少ということでもあるため、国内マーケットも収縮してきている状況にある（逆に世界人口は増えている。²）。

加えて、「食」の関連においては、調達先や販売先を特定の国に依存していたことが国際情勢の変化によって大きなリスク要因になることも痛感させられる今日この頃である。大規模災害や

1 日本弁護士連合会（「日弁連」と略称される。）には、知財分野の専門委員会として「日弁連知的財産センター」が設置されている。同センターは日弁連の知的財産分野の戦略本部的機能を果たすことが期待されており、その活動方針を踏まえて、国内外で活動するメンバー 1100名以上を擁する「弁護士知財ネット」という組織（平成17年4月創設）が別働隊的・実践部隊的に全国津々浦々で活動するとイメージすれば分かりやすい。農水知財の分野については、弁護士知財ネットでは平成28年9月に、また日弁連知的財産センターでは同年11月に、農水知財の面から農林水産業全般を支援するべくそれぞれに「農水法務支援チーム」という専門チームを編成し、車の両輪として農水知財法制の普及・啓発活動等を幅広く展開している。

2 2023年（令和5年）の国連の資料によれば、現在の世界の人口は、既に80億人を突破しているようである。ちなみに、1950年（昭和25年）では25億人台、1990年（平成2年）では53億人台、2010年（平成22年）では、70億人弱といった感じで増加してきている。そして、国連は2050年には97億人、2080年代には104億人にまで達すると予測しているようであるが、地球の大きさは同じなので、1950年と比較して4倍にも増える世界の人々を地球が養っていけるのかどうかという話になる。「食」へのさらなるアクセス困難、貧富の格差の拡大は懸念される場所である。SDGs（Sustainable Development Goals〔持続可能な開発目標〕）の17の目標（ゴール）の目標2に「飢餓をゼロに」というものがあることも忘れてはならない。